

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年3月3日

【会社名】 モリト株式会社

【英訳名】 MORITO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 一 坪 隆 紀

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南本町4丁目2番4号

【電話番号】 06-6252-3551

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 管理本部長 小 島 賢 司

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区南本町4丁目2番4号

【電話番号】 06-6252-3551

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 管理本部長 小 島 賢 司

【縦覧に供する場所】 モリト株式会社東京事業所
(東京都台東区駒形2丁目4番8号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年2月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年2月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき金6.5円 総額190,875,646円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年2月27日

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として市川清氏、松本光右氏、小林佐敏氏の3名を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として飯田和宏氏を選任する。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役に対し、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議に一任する。

第5号議案 取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

取締役7名及び監査役2名に対し、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給することとし、その具体的な金額、支給の方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任する。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入する。本制度の概要、会社が拠出する金員の上限、取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限、及び当社の取締役に対する株式交付時期については議案のとおりとする。

第7号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名に対し、役員賞与総額22,000,000円を支給することとし、各取締役に対する金額は、取締役会に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|--|------------|------------|------------|-------|----------------------------|
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 210,974 | 166 | 0 | (注) 1 | 可決 81.99 |
| 第2号議案 監査役3名選任の件 | | | | | |
| 市川 清 | 210,896 | 221 | 23 | (注) 2 | 可決 81.96 |
| 松本 光右 | 209,544 | 1,585 | 11 | | 可決 81.44 |
| 小林 佐敏 | 210,833 | 296 | 11 | | 可決 81.94 |
| 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 | | | | (注) 2 | |
| 飯田 和宏 | 209,547 | 1,558 | 35 | | 可決 81.44 |
| 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 | 208,828 | 2,312 | 0 | (注) 1 | 可決 81.16 |
| 第5号議案 取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件 | 208,863 | 2,277 | 0 | (注) 1 | 可決 81.17 |
| 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件 | 210,114 | 1,015 | 11 | (注) 1 | 可決 81.66 |
| 第7号議案 役員賞与支給の件 | 210,618 | 498 | 23 | (注) 1 | 可決 81.85 |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。